

総務第96号
令和5年3月24日

雲南市監査委員 渡部彰夫 様
雲南市監査委員 周藤正志 様

雲南市長 石飛厚志

財政援助団体等監査措置状況報告書

令和4年11月11日付監第46号で報告された「財政援助団体等監査の結果について」の指摘事項について、別紙のとおり改善措置を行いましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき別紙のとおり報告いたします。

財政援助団体等監査結果による改善措置

【検討事項】

財政的援 助の形態	所管部局	検討要望事項	改善措置
出資	政策企画部 政策推進課	<p>① 市では、平成 17 年に策定された「雲南市第三セクター事業等マネジメント指針（以下「指針」という。）」により、出資団体への指導・監督が行われてきたところであるが、策定から 17 年が経過していることから市としての責任範囲や、当該団体に損失が生じた場合の対応等について、改めて明確に定める必要がある。</p> <p>よって、総務省が示している「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を基に指針を改定し、市の関与の在り方等について見直しを図るよう努められたい。</p> <p>② 出資団体が出資目的に沿つて事業を実施されているか適切に指導・監督するため、出資団体に係る総括的な担当部局を明確にし、画一的な指導監督ができる体制を構築するとともに、業務運営指導所管課及びその他事業別の関係部局からの情報集約に努められたい。</p>	<p>令和 5 年度中に外部有識者に關与いただきながら「雲南市第三セクター事業等マネジメント指針」の改定及び市の関与の在り方について検討し、市としての責任範囲や当該団体に責任が生じた場合の対応等について明確にして参ります。</p> <p>また、出資団体の経営状況等についても助言いただき、指導・監督を行って参ります。</p> <p>適正な指導・監督する総括体制についても、令和 5 年度中に外部有識者に助言いただきながら、組織体制（事務分表・業務分担・人員配置）を含めて、そのあり方について検討して参ります。</p>

		<p>文化した経理規程を策定するよう指導・支援されたい。</p> <p>③ 同団体で運用されている会計システムを確認したところ、部門管理機能を有していない点が見受けられた。会計処理にあたっては、指定管理及び受託業務等に係る公的資金が投入されていること、また、的確な経営判断を行うためにも、部門管理機能を有する会計システムへの変更を検討するよう指導・支援されたい。</p>	<p>可能な限り支援に努めて参ります。</p> <p>会計システムについては、社内及び決算業務を委託している会計事務所との協議の上、会計システムを変更することとされたと報告を受けております。</p> <p>変更時期については、令和4年度決算の終了後のインボイス制度開始前を予定しております。また、会計システムについては、現時点では、現在使用している「弥生会計」をバージョンアップする方向のことです。</p> <p>なお、システム変更までの期間については、事業ごとの状況が的確に示せるよう、事務運用で対応していくため、引き続き指導して参りたいと考えております。</p>
指定管理	<p>行財政改革推進室 [監査対象課] ・社会教育課 ・文化財課 ・産業施設課</p>	<p>公の施設の指定管理に関する事務について確認したところ、協定書には施設修繕費制限額が明確に提示されることに対し、募集時の仕様書には金額が明記されていない点が見受けられた。指定管理申請を行う時点で、金額に応じた修繕責任の所在を把握することができるよう、仕様書にも制限額を明記されるよう検討されたい。</p>	<p>公の施設の指定管理者を募集する際に示します「指定管理者仕様書」に施設修繕費の負担区分（金額）が明記されていなかった件につきましては、ご指摘のとおり指定管理者の募集時点から修繕金額の責任分担を明らかにしておく必要がありますので、庁内に向けて統一した記載内容となるよう令和4年11月に周知を行いました。引き続き今後の事務手続きにおいても徹底するよう努めて参ります。</p>

教育委員会 社会教育課	<p>① 監査対象団体である株式会社キラキラ雲南は、設立時から現在に至るまで、事業数及び事業規模が拡大傾向にある。特に収益事業については、経営基盤の強化に繋がっているが、事業の性質上、経営が悪化することも想定される。</p> <p>よって、市としても、当団体への指導・監督のあり方について見直しを図るとともに、事業ごとの收支状況(セグメント情報)を毎年度徴取し、経営状況の詳細について把握・分析するよう努められたい。</p>	<p>収益事業の積極的展開による財政基盤の強化については、経営努力が見られる反面、当該事業の不振により経営を悪化させる要因となる可能性も秘めているため、市としては注視が必要と考えています。</p> <p>また、第三セクターが実施する公共性・公益性を有する事業以外の事業が、本来実施すべき公共性・公益性のある活動に支障を生じさせてはならないとも考えております。</p> <p>行政としましては、団体に対し、状況把握、分析に必要な情報の提出を求め、ヒアリング等を通して、経営状況の詳細な把握、検証に努めるとともに、引き続き、第三セクターの経営に対し、株主として積極的な指導・監督を行っていく考えです。</p> <p>なお、団体全体の状況を把握し、指揮監督を実施するためには、高度な専門性が必要であります。そのために統一した所管部署で市が出資・出捐する団体を統括するなど、その在り方を含め、今度組織見直しなどと合わせて検討を進める必要があると考えております。</p>
	<p>② 同団体の会計処理状況を確認したところ、経理規程が策定されていない点が見受けられた。</p> <p>当該団体が安定した組織運営及び経営を維持していくため、経理に関する方針・手続き・処理方法について成</p>	<p>経理規程については、指摘を受け、策定に向け着手されており、監事及び決算業務を委託している会計事務所との意見調整を行ったうえで、令和5年4月1日を目途に策定の予定であります。</p> <p>市としても策定に向け、可</p>